

豊橋市U I J ターン就業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市U I J ターン就業奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この奨励金は、就職又は転職を契機としたU I J ターンによる就業の促進を図ることにより、本市における中小企業者等の人材確保及び経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体をいう。

(2) 東海4県 愛知県、静岡県、岐阜県及び三重県をいう。

(3) U I J ターン就業者 次の全てに該当する者をいう。

ア 東海4県以外の地域に1年以上住所を有した後、就業を機に市内に転入した者であって、引き続き居住する見込みがあるもの

イ 市内に本店（個人にあつては住所及び主たる事業所、法人にあつては主たる事業所）を有する中小企業者等に就職した者

ウ 就職した日における年齢が65歳未満である者

(4) 正規雇用 次の全てに該当する雇用形態をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している従業員であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）に雇用される通常の従業員と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。

エ 所定労働時間が交付対象者に雇用される通常の従業員の所定労働時間と同じ従業員であること。

オ 交付対象者に雇用される通常の従業員に適用される就業規則等に、長期雇用を前提として賞与又は退職金制度の実施及び昇給の実施が規定し、適用されて

いる従業員であること。

(交付対象者)

第4条 奨励金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとし、奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する中小企業者等とする。

- (1) 市内に本店（個人にあつては住所及び主たる事業所、法人にあつては主たる事業所）を有する者
- (2) U I J ターン就業者が就職活動を行っている時期に東海4県以外の地域に在住する者を対象とする採用活動を行っていた者
- (3) U I J ターン就業者を正規雇用した者
- (4) U I J ターン就業者を6月以上正規雇用し、当該者を引き続き正規雇用する予定であるも
- (5) U I J ターン就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でない者
- (6) 愛知県が移住支援金の対象法人の求人情報を掲載するために運営するマッチングサイトに移住支援金の対象として求人情報を掲載する者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象としない。

- (1) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉦産税をいう。）を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
- (3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者
- (4) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (5) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- (8) その他市長が適当でないと認めた者

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、U I J ターン就業者1人につき10万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による奨励金の交付の申請は、豊橋市U I J ターン就業奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、U I J ターン就業者を正規雇用した日から6月を経過した日から起算して6月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、個人にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し
- (2) 従業員数を証明する書類の写し
- (3) U I J ターン就業者の労働条件等を明示した雇用契約書等の写し
- (4) U I J ターン就業者が雇用保険、公的年金及び健康保険に加入していることを証明する書類の写し
- (5) 正規雇用した日から申請日にかけてU I J ターン就業者が本市に住所を有することが確認できる書類
- (6) U I J ターン就業者の移住元の住所が確認できる書類、複数の市区町村での居住により1年以上東海4県以外の地域に住所を有していたことを証明する場合は、すべての市区町村の住所が確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第7条 規則第5条の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、豊橋市U I J ターン就業奨励金交付決定・確定通知書(様式第2)によるものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類又は奨励金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年4月1日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に出展した合同企業説明会等及び正規雇用されたU I J ターン就業者について適用する。

附 則（平成28年6月20日決裁）

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成29年3月27日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条及び第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に出展した合同企業説明会等及び正規雇用されたU I J ターン就業者について適用し、同日前に出展した合同企業説明会等及び正規雇用されたU I J ターン就業者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、転職サイト掲載補助金については同日以降に掲載を開始した求人情報から適用する。

附 則（令和3年6月1日決裁）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月17日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に正規採用したU I J ターン就業者から適用する。

附 則（令和8年3月 日決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。